

平成30年度
新設

11月15日[木]まで
応募受付中!

女性の活躍に取り組む中小企業の皆様
「かわさき★えるぼし」

認証に御応募ください!

9月25日[火]、10月11日[木]
に説明会を開催します。

認証取得によるメリット

- 認証書の交付
- 認証マークを名刺等で使用するなど、女性が活躍する企業であることのPR
- 川崎市ホームページ等での取組紹介
- 人材確保支援
- 公共調達における受注機会の拡大 (平成31年度実施予定)



女性が活躍しています!

かわさき★えるぼし
認証企業

川崎市女性活躍推進中小企業認証マーク

自社の女性活躍に関する
現状の把握、課題分析

川崎市
「かわさき★えるぼし」
認証制度に応募!

「かわさき★えるぼし」
認証企業に!!

市が認証企業
をPR!!

企業のイメージ
アップに!

「かわさき★えるぼし」認証とは、女性活躍推進法に基づき厚生労働大臣が認定する「えるぼし」を参考に、川崎市が独自に市内の中小企業を対象に認証する制度です。



女性の活躍を推進している中小企業を認証する「かわさき☆えるぼし」認証制度を新設します！

働きたい人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる働く場における男女共同参画を推進するためには、育児や介護等にかかわる男女が共に働きやすい職場づくりが不可欠です。

川崎市では、女性の活躍推進、ワークライフバランスを推進するために働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる中小企業の皆様を対象に、「かわさき☆えるぼし」認証制度を新設します！

川崎市中小企業の女性活躍をけん引するロールモデル企業として、ぜひ「かわさき☆えるぼし」認証にご応募ください！

1. 対象

常時雇用従業員の数が300人以下で、川崎市内に事務所または事業所を有する企業等

2. 認証の要件

女性活躍推進に関する積極的な取組が認証基準以上であること（キャリア形成支援、長時間労働の是正、希望に応じた多様な働き方の推進、仕事と生活の両立支援等）

3. 申請期間

平成30年9月3日（月）から11月15日（木）まで

4. 申請方法

申請書に必要事項を記入し、提出書類を添えて申請窓口へ御持参ください。

※申請書は川崎市ホームページからダウンロードしてください。

5. 審査方法

書類審査（提出された書類について問い合わせる場合があります。）

※審査を得た上で、平成30年度中に認証します。

6. 認証期間

2年（2年ごとに更新）

7. 説明会

認証制度説明会を実施します。参加希望の方は、下記のお問合せ先まで電話で申し込みください。

日時：平成30年 9月25日（火）午後1時から 【参加申込メ切： 9月20日（木）】

平成30年10月11日（木）午後1時から 【参加申込メ切： 10月 9日（火）】

場所：川崎フロンティアビル9階（川崎区駅前本町11番地2）

8. お問合せ＆申請窓口

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室（平日：午前8時30分～午後5時15分）

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル9階

電話 044-200-2300 FAX 044-200-3914

川崎市ホームページ



応募を検討されている企業の皆様

川崎市中小企業「働き方改革」相談窓口もご利用ください！

川崎市では、中小企業における雇用環境の改善と人材確保に向け、労働環境の整備、多様な人材活用及び多様な勤務形態の導入などの「働き方改革」に関する相談窓口を設置しました。

電話にて、相談日時等の予約を受け付けた後に専門の相談員が、面談または企業訪問によりアドバイスします。

電話 0120-116-632

受付日時 毎週月～金曜日（土・日・祝日・年末年始は除く）

午前9時～午後5時